

外国 PEPs（重要な公的地位にある者）について

外国 PEPs とは、外国の元首や外国の政府等における高位の政治家など、過去を含め「外国において重要な公的地位を有する者」又は「その方の家族」を指します。

外国 PEPs（重要な公的地位にある者）に該当する方は、次のとおりです。

①外国の政府等において重要な地位にある方、並びに、過去に外国の政府等において重要な地位にあった方

※外国の政府等における重要な地位とは外国における以下の地位をいいます。

- ・ 国家元首
- ・ 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
- ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ・ 中央銀行役員
- ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

②上記①に掲げる方のご家族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹）並びに、これらの方以外の配偶者（事実婚を含む）の父母および子

※外国の政府等において重要な地位にある（あった）方の祖父母や孫は、外国 PEPs に該当いたしません。

※例えば外国の政府等において重要な地位にある（あった）方の配偶者が日本人である場合など、日本人の方も外国 PEPs に該当することがあります。

③法人であって、上記①及び上記②に掲げる方が実質的支配者である法人